

被保険者各位

慶應義塾健康保険組合

## 被扶養者調査について(在職者)

慶應義塾健康保険組合では、保険給付適正化の観点から被扶養者調査を毎年実施いたします。

これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認、また、健康保険の扶養の要件を再認識していただくための調査です。本来、扶養に該当しない人を扶養認定してしまうことは、当健康保険組合の財政に大きな影響をあたえ、将来的には保険料値上げ等、被保険者様の負担増につながってまいります。

つきましては、下記のとおり、被扶養者調査にご協力をお願いいたします。

### 記

#### 調査対象者

2022年4月1日時点で19歳以上の被扶養者のうち**該当者**  
※人事手続きシステム「被扶養者調査」に掲載されている被扶養者

#### 調査案内方法

2022年8月15日(月)に調査対象者のいる被保険者に  
人事手続きシステム登録のメールアドレス宛にご案内(予定)

#### 調査期間

2022年8月15日(月)～2022年9月30日(金)

#### 回答方法

[人事手続きシステム](#)「被扶養者調査」へ登録

#### 調査内容

- ①氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認と連絡先メールアドレス登録
- ②被扶養者等の収入確認
- ③同居・別居と仕送り状況の確認

※ 住民票上同じであっても、住居の実態が異なる場合は、別居とみなします。

※ 同じ居住地であっても、世帯分離をしている場合(住民票が別)は、別居とみなします。

#### 提出書類

次頁「被扶養者調査 提出書類一覧」参照

#### 注意事項

1. 本調査は、必ず**2022年9月30日(金)まで**に人事手続きシステム「被扶養者調査」からご回答ください。
2. 添付書類が提出締切日までに揃わない場合、確定ボタンが押せません。必ず期日までにご準備ください。
3. 被扶養者の認定を継続することが出来ない場合や提出書類に不足がある場合は、**2022年10月31日(月)**までに連絡いたします。連絡がない場合には調査は完了したものとさせていただきます。
4. 調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定された場合は、当健康保険組合が定めた日、または事由発生日(就職等)を以って、被扶養者の資格を削除させていただきます。
5. 本調査では被扶養者の追加および削除の処理はできません。  
扶養関係に変更が生じた場合は速やかにQ&A確認の上、人事手続きシステム「家族異動届」をご入力いただき追加及び削除の手続きをお取りください。
6. 正当な理由がないまま締切日までにご提出いただけない場合、健康保険法施行規則第50条第7項により、当健康保険組合が定めた日で調査対象被扶養者の保険証は無効になります。無効となった日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還させていただきます。
7. 虚偽の申請により被扶養者認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者の資格を遡って取り消し、取り消しとなった日以降に発生した医療費および給付金を返還させていただきます。
8. ご提出いただいた書類は、人事部給与厚生担当も税法上の被扶養者資格確認のために使用いたします(原則お返しいたしません)。また、提出書類の取得に係る費用は全額ご自身でご負担ください。

以上

# 被扶養者調査 提出書類一覧

- 表示されている**被扶養者**に関して、下記の該当する書類をPDF・画像ファイル等で人事手続きシステム「**被扶養者調査**」からご提出ください。  
提出する添付ファイルは、2021年收入確認書類、2022年收入見込み確認書類、生計維持関係確認書類ごとに、1つにまとめて添付してください。

## ● 被扶養者等の収入確認書類

### 1) 2021年（1月～12月）収入確認書類

該当者		提出書類	
収入がない		令和4年課税（非課税）証明書	
給与・年金収入のみ 確定申告をしていない		令和4年課税（非課税）証明書	
収入がある	全員	確定申告書B（第一表・第二表）（控）コピー	
	給与・年金以外の収入がある 確定申告をしている	事業所得 不動産所得 雑所得	収支内訳書または所得税青色申告決算書（控）一式のコピー
	該当するもの 株式 資産運用	申告書第三表・第四表（一・二）・第五表、確定申告書付表（1・2面）、計算明細書（1・2面）、特定口座年間取引報告書のうち該当するものすべてのコピー	

- ※ 個人事業主（自営業者）の場合、税法上と当健康保険組合が認める直接的な必要経費の種類は一致しません。詳細は、当健康保険組合Webページ「自営業者における被扶養者認定の収入等の考え方」をご確認ください。
- ※ 2021年中に退職された方は「雇用保険受給資格者証の両面コピー（交付されている方のみ）」もご提出ください。

### 2) 2022年（1月～12月）収入見込み確認書類

該当者	提出書類
2021年4月～2022年9月末までに新型コロナウイルスワクチン接種業務（医療職）従事による収入がある方	事業主または雇用主が証明した「 <a href="#">新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書</a> 」
雇用条件等の変更により収入が減少する方	2021年、2022年の雇用契約書又は条件書等コピー、または2021年1月～2022年9月までの給与明細コピー
年金収入のある方	最新の年金額が記載された書類（年金額改定通知書、年金振込通知書） ※受給者氏名および年金額が記載された面をコピーしてください。 ※老齢年金や企業年金、個人年金、非課税扱いの遺族年金、障害年金等が該当します。
その他	2021年收入が臨時収入（一度限り）により認定基準を超過したことを証明する書類

- ※ 年内に失業保険給付を受給される場合、受給期間は健康保険に加入できない場合がありますので、早めにご相談ください。

### 3) 生計維持関係確認書類

該当者	提出書類
被保険者と被扶養者が別居	直近3ヶ月分以上の仕送りを証明する書類 ※19歳以上の高校・大学学部（院生は除く）・専門学校・予備校などの学生は学生証の写し（有効期限表示）で代用が可能 ※通帳の写しを提出する場合は、振込記録ページ（不要箇所はマスキング）と口座名義人記載ページをご提出ください（誰から誰への送金分かるよう） 被扶養者の方の「世帯全員分の住民票」 被扶養者と同居されている19歳以上の方全員の課税（非課税）証明書
兄弟姉妹、父母の一方のみが被扶養者	被扶養者と同居されている19歳以上の方全員の課税（非課税）証明書 最新の年金額が記載された書類の写し

※状況によっては、追加書類のご提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

# 被扶養者の認定基準

- 認定対象者の収入の上限（以下の①と②の両方の条件を満たしていることが必要です。）

## ①金額

被扶養者の年齢	年間収入	月額収入
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満

## ②被保険者との世帯関係・収入・仕送り額（送金額）

世帯関係	収入上限
被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの仕送り金額未満であること

- ✓ 収入は、給与だけでなく年金や配当金、利息など種類を問わず全てのものが該当します。
- ✓ 被扶養者の認定条件の詳細については、当健康保険組合Webページ (<http://www.kenpo.keio.ac.jp/>) にてご確認ください。
- ✓ 資格がないにも関わらず、届出を怠って当健康保険組合の保険証を提示し診療を受けた場合、医療費のうち、当健康保険組合の負担分を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

## Q & A

Q. 被扶養者で確認調書に載っていない者がいます。なぜでしょうか？

A. 今回の調査は2022年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方および2022年4月1日時点で19歳未満の方は記載されません。事前のマイナンバー制度の情報連携による令和3年収入確認で詳細確認の必要がないと判断された方も記載されません。

Q. 2022年4月以降に就職した子供が確認調書に載っていました。どうしたらいいですか？

A. 該当の被扶養者の備考欄に、就職された日付・理由（就職）を記入してください。別途異動届等の提出が必要です。手続きの詳細は、後述「扶養削除の手続きについて」の（1）をご確認ください。

Q. 妻が退職し、今後収入がないため健康保険の扶養に入りたいのですが、この確認調書で入力してもいいですか？

A. 確認調書では被扶養者を新たに申請することはできません。扶養の条件をご確認の上お手続きください。

- 提出書類：「家族（被扶養者）異動届（人事手続きシステム入力）」、「世帯全員分の住民票」、「健康保険資格喪失証明書」等、「最新の課税（非課税）証明書」、「雇用保険の取り扱いに関する申立書」、「国民年金被保険者第3号関係届」

※ 「雇用保険の取扱に関する申立書」「国民年金被保険者第3号関係届」は、当健康保険組合Webページよりダウンロードが可能です。

Q. 被扶養者の昨年の収入が基準額を超えていました。今年は超えない予定ですが、どのような申請をしたらよいですか？

A. 2022年の収入が認定基準内であることが証明できない場合は、被扶養者の資格を喪失することになります。手続きの詳細は、後述「扶養削除の手続きについて」の（2）をご確認ください。

- 提出書類：「家族（被扶養者）異動届（人事手続きシステム入力）」、「世帯全員分の住民票」、収入減少を証明する書類

Q. 昨年度一時所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）が入ったため所得（課税）証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。その他の収入はなく、一時的な収入でも扶養から外れる必要はありますか？

A. 当健康保険組合では一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含めません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養の継続が可能です。備考欄には「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなった理由をご記入ください。

Q. 現在別居中の娘を扶養にしています。娘は収入が月額7万円程度あり、送金を行っています。月に3~5万円と足りなくなったら送金するという形です。それでもよいですか？

A. 収入が月額7万円とした場合、毎月3~5万円の仕送り額では生活費の大半を援助しているとはいえない状況にあります。さらに生活に必要な仕送り額が被扶養者の収入額を超えていなければ、経済的扶養とは認められませんので、別途「家族（被扶養者）異動届」を提出し被扶養者から外す手続きを行うか、被扶養者の収入を上回る仕送り金額に増額してください。

Q. 仕送りは手渡しで行なっているので、証明する書類がありません。どうしたらいいのでしょうか？

A. 送金は手渡しではなく、銀行や郵便局等の金融機関を通して行ってください。不明な点がある場合は、当健康保険組合までご連絡ください。

Q. 看護師として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事して年間収入が130万円を超える見込みです。扶養から外れる必要はありますか？

A. 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例（接種業務で得られた収入は被扶養者認定の収入に算定しない）を適用し、130万円未満であれば扶養の継続が可能です。備考欄に「ワクチン接種特例」と入力してください。特例適用には「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の提出が必要です。

※ その他のQ&Aは当健康保険組合Webページ (<http://www.kenpo.keio.ac.jp/>) に掲載していますので、ご参照ください。

# 扶養削除の手続きについて

就職や収入超過により、被扶養者に該当しなくなった場合は、以下の書類を所属キャンパスの事務室に必ずご提出ください。

(1) 勤務先の健康保険に加入した  
(就職した)

- ①家族(被扶養者)異動届(人事手続きシステム入力)
- ②新規取得した保険証のコピー
- ③慶應義塾健康保険組合の保険証(返却)

(2) 年間収入が基準額(60歳未満は130万円・60歳以上は180万円)を収入超過した  
(今後収入超過が見込まれる)

- ①家族(被扶養者)異動届(人事手続きシステム入力)
- ②慶應義塾健康保険組合の保険証(返却)

◇該当する場合は、以下の書類もあわせてご提出ください。  
《今後収入超過が見込まれる場合》 雇用契約書等の収入金額がわかる書類

※人事手続きシステム「家族異動届」から入力できない場合は、家族(被扶養者)異動届にご記入ください  
※提出書式は、当健康保険組合Webページより[ダウンロード](#)が可能です。

## 人事手続きシステム「被扶養者調査」イメージ画像

被扶養者確認

以下の被扶養者について、登録内容の確認、必要事項の入力ならびに、必要に応じた証明書類の添付をお願いします。ただし、本年は課税(非課税)証明書の原本と被扶養者の含まれる住民票の提出は免除します。

被扶養者氏名(半角カナ)	続柄	認定年月日
ケイワ ハコ	妻	1990/4/1

金額欄(円単位)は、すべて数字でご入力ください。収入は、給与だけでなく年金・配当金・不動産・雑収入等種類を問わず、全てのものが該当します。

職業/学校名・学年等: アルバイト

同居・別居の別: **別居**

別居の住所: 港区三田2-15-45

別居添付ファイル: ファイルを選択 選択されていません

今年の収入見込額(1月~12月): 1000000

今年の年金収入の有無: **収入有**

年金収入添付ファイル: ファイルを選択 選択されていません

備考

昨年の収入(1月~12月): 1000000

個人事業主の方、昨年給与・年金以外の(配当・不動産・雑収入等)収入がある方: 該当なし

閉じる 保存する

?の部分をクリックしていただくと、提出いただく書類等注意事項をご確認いただけます。

「ファイルを選択」ごとに1ファイルの添付が可能です。複数枚の資料がある場合は、1ファイルにまとめてから添付ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務(医療職)に従事したことにより得られる金額を除いた収入額を入力し、備考欄に「ワクチン接種特例」と入力してください。

「1人1画面になります。入力が完了いたしましたら、必ず「保存する」を押してください。一時保存もされます。

※入力、ファイル添付がすべて終了したら、人事手続きシステム画面で「確定する」ボタンを必ず押してください。

お問合せ先

慶應義塾健康保険組合

Webページ: <http://www.kenpo.keio.ac.jp/>

メール: keio-kenpo@adst.keio.ac.jp

電話: 03-5427-1525(直通)

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45